

選択される記憶と揺らぐ国際秩序

－ イラン短期研修代替・周辺国理解促進プログラムを通じた日本外交認識の再考 －

中央大学法学部政治学科 4 年 巳上小楽咲

I. 問題意識の形成—歴史的記憶と外交

私が「イラン短期研修代替・周辺国理解促進プログラム」に応募した背景には、歴史的記憶が外交理念や政策選択をいかに規定しているのかを具体的事例から検証したいという問題意識があった。自身がミュンヘン留学中（2024年9月～2025年7月）、市庁舎に掲げられたイスラエル国旗は、ホロコーストの加害責任と戦後ドイツ外交の方向性を象徴していた。ドイツ政府はイスラエルの安全保障を「国家理性」の一部と位置づけてきた¹が、その姿勢は現在のガザ情勢をめぐる国際的議論とも交差している。

歴史的責任の表明は、道徳的基盤として重要である。しかし同時に、それが現在の政策支持とどのように接続されるのか、またどの記憶が強調され、どの記憶が周縁化されるのかという問題は依然として残る。記憶は正義の前提条件であると同時に、政治的に編成され得る。この緊張を日イラン関係という具体的文脈で考察したいと考え、本プログラムに参加した。

II. 東京研修—国家の立場を支える歴史的自己理解

2025年12月に行われた SIR 訪日研修への同行では、日イラン友好議員連盟との意見交換や外務省中東アフリカ局との面会に参加した。議論では主として、日本の対イラン政策、一方的制裁への対応、パレスチナの自決権に関する立場などが取り上げられた。日本政府は二国家解決を支持²、国際法の枠組みに基づく解決を重視する姿勢を示しているが、他方で、日米同盟という安全保障上の前提もまた、日本外交の基盤として存在している。

¹ アンゲラ・メルケル「イスラエル国会（クネセト）における演説」2008年3月18日
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/newsletter-und-abos/bulletin/rede-von-bundeskanzlerin-dr-angela-merkel-796170>

² 外務省「中東和平に対する日本の立場」外務省公式ホームページ。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/tachiba.html>
(最終閲覧日：2026年3月1日)

ここで再確認されたのは、外交が歴史的自己理解と国際的制約の双方の上に構成されているという点である。戦後日本が形成してきた「平和国家」という自己像は、政策の正当化枠組みとして機能している。しかしその規範的立場は、国際政治の力学から独立しているわけではない。この問題意識は、中東渡航を通じてより明確な輪郭を帯びることとなった。

Ⅲ. アルジャジーラ・フォーラムでの議論—国際法の適用をめぐる構造的緊張

2026年2月、カタール・オマーンで行われた現地研修の一環として、ドーハで行われたアルジャジーラ・フォーラムに参加した。セッションの一部では、多極化へと移行しつつある国際秩序の中でパレスチナ問題がどのように位置づけられるのか議論された。

前ICC検察官ファトゥ・ベンソーダ氏は、パレスチナを「国際法と正義の試金石」と位置づけ、法の支配は一貫して適用されなければならないと述べた。しかし同時に、ICCの逮捕状の執行が加盟国の協力に依存するという制度的制約、さらには国連安全保障理事会の拒否権構造が国際刑事司法の運用に重大な影響を与え得ることが指摘された。また、国際社会における法の「選択的適用」や「二重基準（double standards）」にも言及がなされた。特定の国家に対しては迅速に国際法違反が糾弾される一方で、別の国家に対しては政治的配慮が優先される傾向があるという問題提起である。

今フォーラムを通して繰り返し危惧されていたのは、国際法が掲げる普遍的規範と、主権国家体系に基づく政治的力学との間に存在する構造的緊張である。法の普遍性は理念として共有されながらも、その運用は政治的文脈の中で調整される。この現実には、国際法の正統性を支える基盤そのものの脆弱性を示していた。

この視点から振り返ると、日本が掲げる「平和国家」という自己理解もまた、その実効性を試されていると言える。規範が選択的に運用され得る構造に対してどのように向き合うのかという課題が、日本外交にも等しく突きつけられていることを実感した。

Ⅴ. 今後への展望—揺らぐ国際秩序の中での主体的選択

本研修においては、日本でSIR学生を受け入れる立場として自国の歴史および外交方針を説明する経験と、現地においてイスラム圏の議論空間に参加する外部者としての経験の双方を得た。こうした立場の往還は、自らが前提としてきた認識枠組みを相対化する契機となった。と

りわけ、同一の出来事が地域的文脈や主体の位置取りによって異なる意味づけを与えられるという事実は、国際政治における認識の構造的条件を再認識させるものであった。

歴史的記憶は外交理念の形成においてその解釈が固定化される場合、特定の大国の論理や既存の同盟構造を前提とする思考様式が無自覚に再生産される可能性がある。とりわけ、国際法の適用が政治的文脈に強く規定される局面においては、自らの認識枠組みに内在する前提やバイアスを継続的に検証する姿勢が不可欠である。このような批判的省察の蓄積は、国際秩序の持続可能性を支える基盤として位置づけられるべきであろう。外交は単発的な声明や政策決定によって完結するものではなく、共有される認識の再構成および再調整の過程を通じて形成される動態的実践である。

本報告書執筆時点（2026年3月1日現在）において、中東地域をめぐる緊張は顕著に高まっており、国際法の実効性および規範的拘束力が改めて問われている。この状況下において、日本に求められる役割は、同盟構造内での均衡維持に限定されるものではない。歴史的記憶と国際規範との接続関係を批判的に検証しつつ、多国間枠組みの維持および対話の制度的継続に資する外交的実践を展開することが、現下の課題として位置づけられる。

さらに、国家の構成員という観点からは、個々人が傍観的立場にとどまるのではなく、熟慮に基づく主体として関与する姿勢が求められる。揺らぐ国際秩序のもとで、短期的感情や単純な二項対立的理解に依拠するのではなく、複雑な制度構造および歴史的背景を継続的に検討する態度が重要である。歴史的記憶を固定的前提として受容するのではなく、その編成過程および語りの構造自体を問い続ける姿勢こそが、長期的な平和構築に理論的・実践的基盤を与えるものと考えられる。

最後に、本研修にご同行いただいた笹川平和財団の木村様、ワイエブ様をはじめとする関係者の皆様に、深甚なる感謝の意を表す。本研修を通じて得た派遣同期およびアルムナイネットワークとの関係、さらに各地での対話を通じて築かれた人的・知的交流は、今後の研究活動において重要な基盤となるものである。本経験を将来的な研究および社会的実践へと発展的に還元することを期し、本報告書を結ぶ。



前 ICC 検察官ファトゥ・ベンソーダ氏と（右が筆者）